

## 7対1看護体制の導入について

国立病院機構宇都宮病院

当院は、平成26年9月1日より「**7対1看護体制**」の施設基準を取得して、より一層の手厚い看護と安全で質の高い医療を提供いたします。



一般病棟の入院基本料は、厚生労働省の定める診療報酬の中で、入院患者と看護職員の比率によって定められています。「7対1」「10対1」「13対1」などの区分があり、「7対1看護体制」とは患者さん7人に対して1人以上の看護職員を配置する体制のことです。

当院はこれまで「10対1」の看護体制でしたが、「7対1」になったことにより、看護師1人当たりの受け持ち患者数が少なくなり、ゆとりのある手厚い看護が可能となり、高度医療への対応や医療安全の確保などにおいても、より質の高い医療や看護を提供することが可能となりました。

今後とも、看護師教育の実践や認定看護師等の専門性の高い看護師の育成強化を進めることにより、安全で良質な看護の提供に努めてまいります。

